

# 交通事故被害者の会

第48号

2015年8月20日 (年3回発行)

E-mail [hk-higaisha@nifty.com](mailto:hk-higaisha@nifty.com)

ホームページ

発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章

事務局

001-0030 札幌市北区北30条西6丁目  
北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

## 小樽事件加害者に 危険運転罪 懲役22年の裁き

7月9日、札幌地裁は、昨年7月13日に起きた小樽飲酒ひき逃げ事件の〇〇被告に危険運転致死傷罪を適用、求刑通り懲役22年を言い渡しました。以下は被害者参加したご家族の意見陳述要旨です。

7・13小樽飲酒ひき逃げの加害者に命を奪われた、(左から)原野沙耶佳さん、石崎里枝さん、瓦 裕子さん。この写真から約30分後事件は起きました。



### 何の罪もない大事な娘が 何故 こんな目に 美唄市 石崎 日出子

平成26年7月13日、それは石崎家にとって、奈落の底に突き落とされた日でした。

病院の霊安室に通され、そこで私たち夫婦は娘の変わり果てた姿を見ました。ぼうぜんとなり、悪い夢でも見ているのではないかと思いました。娘の姿が信じ難く、あまりのショックでただただ娘の遺体にすがってなでているのがやっとでした。

病院で、刑事さんから、ひき逃げということで、司法解剖をしなくてはならないと言われました。やめてほしかったのですが、願いも通らず、傷一つない里枝の体が切り刻まれ、髪までそられてしまったのです。なぜ里枝がこんな目に遭わなくてはならないのでしょうか。里枝が一体何をしたというのでしょうか。何の罪もない大事な娘がこんな目に遭うなんて、かわいそうで、かわいそうで、本当に悔しくてつらいです。

なぜ、大量の飲酒をした後に車でたばこを買いに行く必要があったのでしょうか。なぜ、4人をはねた後、救急車を呼ぶこともなく、逃げたのでしょうか。4人をはねた後でたばこを買いに行く必要があったのでしょうか。私には理解できないことばかりです。こんな道徳も何もない、人間とも思えない人に、私たちの大事な一人娘を殺されたのかと思うと悔しくて残念でなりません。(次ページに続く)

### 裕子はかけがえのない天使だった 岩見沢市 瓦 明子

昭和59年5月、私たち家族に6年ぶりとなる赤ちゃんが誕生しました。一人娘の裕子です。

女の子ということで、夫と今は亡き夫の両親がすごく喜んでくれました。私たち夫婦にとってもかけがえのない天使のような存在でした。

裕子は泣き虫で甘えっ子でしたが、大きくなるにつれてしっかりとしてきて、良いお友達にも恵まれ成長していきました。高校に入ってから、夏休みや冬休みにアルバイトをして、お小遣いをため、母の日や誕生日には、必ずプレゼントを買ってくれました。高校を卒業後、地元のスーパーに就職してくれ、何事にもまじめに取り組み、先輩方にいろいろ教わりながら成長していきました。親の目から見ても頼もしく思えました。

裕子と私は本当に仲良しな親子でした。私を気遣って気分転換にと、ショッピングやドライブ、外食に連れ出してくれました。私の具合が悪い時は食事を作るなど、沢山沢山手伝ってくれました。

裕子がいつか結婚をして子供を育て、平凡で温かい家族をつくるものと思っていました。孫を連れてきて楽しい時間を過ごせたら幸せだねと話していたことが昨日のように思い出されます。

あの日、平成26年7月13日は日曜日で、裕子との夕食を楽しみに待っていました。しかし、約束の時間を過ぎてからかかってきた電話は、裕子からではありませんでした。(次ページに続く)

〈今号の主な内容〉小樽事件判決 ①～⑤ 法廷での意見陳述 ⑤判決要旨 ⑥⑦判決概要と課題  
⑧ 飲酒運転根絶条例制定へ 2015年定期総会・交流会 ⑨⑩ 挨拶等 ⑩～⑫ 交流会での発言から ⑬ 会の要望事項 ⑭ 要望書提出 ⑭～⑯ 会員から報告・記事紹介 ⑯ 日誌 他

前ページの続き：石崎 日出子さんの意見陳述要旨

### 通り魔殺人を許さない

去年の収穫時期は「どうしても仕事が忙しくて気持ちは手伝いたいけど無理だわ」と、すまなそうにメールを送ってくれました。手伝いに来てくれたら助かりますが、手伝いに来たいと思ってくれるその気持ちがうれしかったのです。その後、電話でアスパラの収穫が無事に終わったことを話し、「また温泉にでも行こうね」と話したのが最後になりました。

こんなに優しい子が、なぜこんな目に遭ったのか信じられないです。まだ、変な夢を見ているみたいです。夢だったらいいのに、と毎日思ってしまいます。里枝が帰ってこないと思うと怖いです。里枝がいなくなってから、夫はアスパラ畑に行くと、里枝のことを考えてしまうのがつらいと、アスパラ作りに対して意欲を失ってしまいました。

里枝が事故に遭う前の年、平成25年10月に、夫と里枝と3人で支笏湖へドライブに行きました。1人暮らしの経験のない私が「寂しくないの?」と聞くと、「全然楽しいよ!!」って明るく弾んだ声で言いました。良い友達に恵まれて充実した毎日を送っているんだなあと思い、安心していました。これから結婚とかいろいろな夢があったと思います。そんな里枝の気持ちを思うと、残念で無念だと思えます。悔しいです。

残された私たちも、大事な一人娘を失い、花嫁姿も孫も見られなくなり、何の張り合いもなく、希望を失い、どうやって気持ちを立て直せばいいのかと思う毎日です。

仏壇には里枝の笑顔の写真が飾られています。写真の中の里枝は笑って私たちを見つめているけど、私はつらくてその笑顔を見ることができません。仏壇の前に長くは座ってはいられません。これから先、どうやって生きていけばよいのかわかりません。里枝と残された私たち家族が人生をめちゃくちゃにされたのです。こんなことをしでかした〇〇被告に何かを言ったところで娘は帰ってきません。

自動車は凶器と同じです。飲酒して運転したら、一層おそろしい凶器となります。その凶器を振り回して何人もひき殺し、救急車も呼ばずに逃げたことは許せません。通り魔殺人と同じだと思っています。〇〇被告には娘たちの無念をしっかりと感じ取ってほしいです。そして、その罪の重さと命の重さを感じてください。裁判員の皆さまには、どうか〇〇被告の犯した罪に見合った量刑にしてくださいようお願いいたします。

前ページの続き：瓦 明子さんの意見陳述要旨

### あの日から出口のないトンネルの中

安置室で変わり果てて冷たくなった娘を見た時の衝撃が、今でも忘れることができません。

あまりにも残酷です。こんな悲しい別れが起きるなんてひどすぎます。裕子は司法解剖をされ、髪がなくなりました。なぜこんなひどい姿にされなければならなかったのでしょうか。

事故から3日後、裕子は無言の帰宅をしました。

出棺の時、夫が人目も気にせず、大きな声で私に「最後なんだから娘の顔をよく見てやれ」と、号泣して2人で泣きました。

それ以来、裕子がいらない現実を受け止めることができません。日々心が乱れ、食べられない、眠れない日々です。あの日から私は出口のないトンネルの中で、一步も前に進むことができなくなっているのです。自分に何が起こったのかもわからないままこの世を去った裕子の気持ちを思うと、あまりにも悲しくてつらいです。

私たちの人生は180度変わりました。心から楽しんだり、笑ったり、そんなことはもうできません。

それでも、あの子がなぜ命を奪われなくてはならなかったのか真相を知りたいです。

なぜ、加害者は大量にお酒を飲んでいるのに運転をしたのですか？なぜ運転をしながらスマートフォンを見る必要があったのですか？

娘たちをひいた後、そのまま救急車を呼ばずにコンビニまで行き、たばこを買うことができるのか、その心理が分かりません。そんな身勝手な行動で私たちの大切な娘の命が奪われたのです。

20メートル以上はね飛ばされ、裕子の死亡場所は病院ではなく、道路上なのです。こんなむごい亡くなり方があるのでしょうか。

これは車による通り魔的殺人と同じです。

こんな悲しいつらい思いをするのは、私たちだけで終わりにしてほしいです。そのために加害者には重い刑罰を求めます。



記者会見に臨む被害家族 ↑ 「読売新聞」2015年7月10日

## 2度の手術 続くリハビリ 心の傷いつ癒えるのか 岩見沢市 中村 輝子

私は今回の事故の被害者である中村奈津子の母親です。娘は重傷を負ったばかりでなく同時に3人の友人を亡くしており、意見陳述できる状況ではないため、私が代わって意見陳述させていただきます。

昨年7月13日の交通事故で娘は、第5頸椎(けいつい)骨折、右大腿(だいたい)骨骨折、第5、6頸椎左椎間関節脱臼、頭部挫創の重傷を負いましたが、九死に一生を得ることができました。出血が多かったため、輸血もしたそうです。処置が終わり、救命救急病棟の病室に移された娘は、首はカラーで固定され、右の大腿骨が折れてずれていたため足も固定されてつるされ、血圧と脈拍の機械につながれ、自分で体を動かすことはできませんでした。

7月15日に脚の手術を緊急に行い、車いすで移動できるようになりましたが、8月6日に首の手術を行い、再び動けない状況になりました。左肩には強い痛みがあり、また、左腕の部分的なしびれは風が当たただけでもつらいものでしたし、頭も2カ所切れており、1カ所は10針以上縫いました。

娘はリハビリのために転院した病院を11月23日に退院し、実家に戻りました。そして、娘の強い希望もあり、勤務先にもご配慮いただき、12月17日から2時間、今年2月からは4時間働くようになり、雪も解け徐々につえを放すようになり、今年5月中旬ごろからは5時間、6月からは午前9時から午後5時まで働くようになりましたが、朝の会議には出ていませんし、忙しい時期の残業も皆さんより早く帰っています。

娘の話によると、背中と首と肩のこりや痛み、特に左肩は強く痛むことが頻繁にあるようです。体がつらくなると、何度か更衣室で休憩をとったり、デスクで休みながら仕事をしているそうです。娘はいつきも事故から離れることができないので、何もしていないよりは、事故のことを考えなくて済むため、働いて、必死に乗り越えようともしているのだと思います。

手術した脚は治りが遅く、今年の2月の検査でもほとんど骨がついておらず、走ることも禁止され、レンタルの機械を借りて今も自宅で毎晩20分程度超音波をかけています。右脚をかばって歩いていますし、強い打撲で足首もまだ完全に曲がりません。首の骨については、今年の1月15日に医師からほぼくついていると言われましたが、今月の21日に脚の骨と一緒に確認することになっています。

病院のスタッフ、職場の皆さん、友人たちに支えられ、娘は2度の手術を乗り越え、今まで頑張ることができました。

このような状況の中で娘は気丈に振る舞っていました。私たち両親に対して「ばかなことはしないから大丈夫」と、弱音を吐かず、転院後もリハビリを頑張っていました。その気丈な娘が、私の前で涙を見せたことが3度だけあります。

一度目は、3人の友人が亡くなった事を私が伝えたときです。医師から手術をした後では精神的負担が大きくりハビリにも影響があるので、手術前に伝えられた方が良いと言われました。夫婦でどのように伝えるか悩みましたがまとまらず、その夜眠ることはできませんでした。事故から2日目に娘に3人の友人が亡くなったことを伝えましたが、娘は、大粒の涙を右手でふきながら、必死にこらえ「もうそのことは言わないで」と言われ、その時から現在まで3人の話はしていません。

あとの2回は娘の入院中、7月24日と25日に警察官が、7月26日に検察官が事情聴取に来たときです。娘は事故のことは冷静に話していましたが、3人の友人のことを話すときは涙を流しながら必死に話していました。3人の友人にお線香をあげることもまだできておりません。高校時代からの3人の友人を失い、重傷を負った娘の心は到底はかり知る事はできませんし、娘も、言葉で言い表わすことのできるものではない、と思います。

娘は自分が車にはねられたことや、3人の友人も一緒にはねられたことも、知らされて分かったようです。ですから、3人の友人が亡くなったなんて、到底受け入れられないつらいことだったと思います。あの日、朝からもっと強い雨が降っていたら、娘たちも出掛けることはなかったのでは…と思った時もありましたが、娘たちは何も悪くないのです。ただ被告人が飲酒運転をしなければ、こんな悲惨な事故に遭うことはなかったのです。

娘は事故以前と比べ、家では、いらいらすることが多くなり、口数も少なくなりました。5月30日に今回の事故に関するテレビ番組が放映されましたが、娘に見るか確認したところ、見ないと言って2階に行ってしまいました。先月起きた砂川の交通事故のニュースを偶然に見てしまったときも、私が「こういう事故のニュースを見ても大丈夫なの」と聞いたところ、娘は「普通の人みたいな気持ちで見ることはいけれどもね」と言っていました。そのとき私はそれ以上は何も聞けませんでした。

娘の体の傷は当初からみれば少しずつ回復してきましたが、心の傷はいつ癒えるのかとても心配です。私たち家族は、娘を支え、寄り添ってあげることしかできません。

私は、この裁判で特別な事を求めているのではありません。ただ、犯した罪はちゃんと認め、すべて正直に話し、一生をかけて償ってほしいのです。

そして、この裁判で被告人を厳正に処罰していただくことによって、娘には被告人を恨んで生きるのではなく、二度と戻らない大切な友人ですが、どんなにつらくても3人の思い出と一緒に前を向いて強く生き抜いてほしいと願っています。

## 私の命と引き換えに娘が生き返るならすぐに死ぬ

岩見沢市 原野 悦子

昨年7月13日以降、一人娘の突然の死を受け入れることができず、絶望、悲嘆に苦しんでいます。

心身ともに異常をきたしたため、長年勤めていた仕事もやめなければならない状態に追い込まれました。現在も精神的に苦しく、無職のままです。

沙耶佳は結婚して5年目に、7カ月の早産で、超未熟児として北大で生まれました。担当の医師からは、娘は非常に危険な状態で楽観はできなく、今後1週間が生死を分けるヤマ場であると言われました。そして、助かっても障害が残る可能性があり、覚悟をしてくださいとの話がありました。

私は、手術後の激しい痛みの中、もしも娘が亡くなった場合を考え、急いで夫に名前を考えさせ、生まれたその日のうちに、東区役所に出生届を提出させました。たとえ1週間でも、夫婦の子供として名前を呼び続けたかった。そして、私にできることは、一生懸命母乳を搾り、毎日夫に北大病院に運んでもらい、娘が元気になるよう神仏に祈ることでした。祈りが通じたのか、娘は奇跡的に助かり、障害もなく、私たちのたった一人の子供として、すくすく優しい娘に育ち、夫婦の宝物となりました。私の両親も娘をでき愛しました。

そして、3人の生活が始まったわけですが、決して順風満帆ではなく、苦しいとき、悔しいとき、悲しいときもありました。けれど、3人で協力し合い、尊重し合いながら、穏やかに過ごしてきました。平成26年7月13日までは…。

四十九日の法要には、勤務先の社長と上司の方がお参りくださり、沙耶佳の思い出を語ってくれました。手際よく、しっかりした子で、事務の間違いも少なく、経理の中核でした。また、会社としてはできるだけ長く勤めてほしいと思っていましたとおっしゃっていただけました。専門学校卒業後9年間、病氣、JR北海道の運休以外、遅刻欠勤もなく、真面目に勤めあげ、信頼も厚かったようです。

この忌まわしい事件以来、私どもの生活は一変しました。あえて娘を「殺された」と言いますが、沙耶佳は一人娘で、私たち夫婦の体の一部分でもありますし、心のすべてだったのです。ですから、現在、未来に希望とか目的もなく、死というものが身近なものとなりつつあります。夫婦ともども身辺整理を行い、いつでも娘の元へ行ける準備をしています。

沙耶佳とは姉妹のように仲が良く、いつも旅行、グルメ、ファッション、音楽などの話をし、盛り上がっていました。事件当日は、私が朝、JR岩見沢駅まで、娘を車で送っていきました。その際、楽しんでくるよと言ったのが最後の言葉となり、楽しそうに笑いながら駅へ向かって歩いていきました。これが最後の別れになるとは…。

娘はまだ29歳。3分の1の人生でした。仕事で夢をかなえ、友と友情を深め、さらには結婚して子供を産み、幸せな家庭も築いたであろう3分の2の人生を残して…。

私の命と引き換えに娘が生き返るなら、私はすぐにでも死にます。もう私たち夫婦には未来の夢はありません。娘が幸せな結婚をし、いつも明るい家庭の中にあり、私が孫を抱くという夢を描くこともできません。本当に寂しい余生になりました。

〇〇被告とご両親に申し上げたいことがあります。私どもの代理人弁護士へ届いた〇〇被告のわび状は、なぜ9月中旬なのですか。娘がかわいそうです。なぜ、ご両親は一度も焼香も謝罪にも来られないのですか。手紙すらありません。被害者遺族、被害者家族を不幸のどん底に落としいれながら、加害者と加害者家族の反省と誠意はどこにあるのですか。事の重大さを理解しているのでしょうか。

私は生きている限り、絶対〇〇を許すわけにはいきません。加害者家族も許さない。これが、私の海津被告とご両親に対する判決です。

## 父親として被告に判決、一生をかけて償え

岩見沢市 原野 和則

私は、毎日朝6時25分ごろ、JR岩見沢駅まで、娘を送っていくのが日課でした。父親として短い時間ですが、楽しいひと時で、いつか、好きな人ができたよと言ってくれる日を心待ちにしていました。また、もっともっと話をしたいことが、山ほどあったのに無念です。

変わり果てた娘に対面できたのは、翌日の午前2時30分でした。幸い顔には損傷はなく、すぐ娘だと分かりましたが、左の耳に綿が詰められ、血がにじんでいました。恐らく、頭部が致命傷だったのでしょう。私は、沙耶佳が生まれた時のように、いとおしくそっと頭をなでていました。傷ついた左手もそっとなでていました。とめどなく涙があふれ、そばに寄り添

った妻も義母もただただ泣いていました。そして、私は、担当の警察官に「間違いなく娘です」と申し上げました。

意にそわない司法解剖により、遺体の引き取りは7月16日となり、結果、初七日は告別式となりました。納棺師の方が、毎日お化粧をしてくださいました。でも、娘の顔は日に日に変わり果てていきました。私ども夫婦は、泥にまみれ、地べたに倒れ、のたうちまわるような苦しみの中、葬儀を執り行いました。

一人娘を突然失い、途方に暮れ、毎日が悲嘆、絶望の中にあります。遺体安置所、何度も訪れた事故現場の記憶がよみがえるフラッシュバック、不眠、無気力等、精神的に追い込まれ、感情のコントロー

ルができない状態、前向きな仕事ができない状況に追い込まれました。

狭い道路を運転することが怖いのです。特に前に若い女性が歩いていると、胸が苦しくなるのです。毎日悲しみだけが積み重なる中、私の日課は毎朝毎晩、娘の遺骨と遺髪を痛かったろう、苦しかったろうとなでていることです。娘は、納骨はせず、手元に置き、私が死んだ時に一緒に墓に入れさせます。決して一人にはさせません。

娘は、〇〇被告によって3度殺されました。ひき逃げにより見捨てられ、死因を究明するため司法解剖され、頭部が致命傷のため解剖により大切な長い髪をそられ、かつらである世へ行きました。

車は乗り方を間違えれば凶器となり、酒は理性を狂わせます。〇〇被告は、十分な睡眠をとることなく、多量の酒を飲み、特段の用事もなくスマートフォンを操作しながら、4人の娘たちを後ろからブレーキを踏まず、ひいて逃げました。しかも、娘たちが苦しんでいる中、当初の予定どおり、たばこを買うという非道な行為を許すわけにはいきません。なぜ、たった1個のたばこのために、突然娘は命を絶たれな

ければならなかったのでしょうか。

一人娘がこつぜんと消えてしまいました。一言の別れの言葉もないまま、私たちのそばから消えてしまいました。いまでも夕方になると、娘がいつものように「ただいま」といって仕事先から家に帰ってくる、とふと思ってしまいます。しかしすぐ現実に戻ります。そして涙が止まりません。ただ、妻とともに黙って泣いております。

〇〇被告に沙耶佳の父親として、法律ではなく、胸に秘める判決を申し上げます。

被告人は、危険運転をしていないと否認していると聞きました。酔っていてもちゃんと運転できると思っていたということでしょうか。それではどうしてこんな事件が起きたのでしょうか。不注意で7秒も8秒も脇見をする運転手はいるのでしょうか。これは故意の犯罪であり、殺人と同じで、決して許すわけにはいかない。沙耶佳が天寿を全うしたであろう年齢まで、真剣に自分が犯した罪と向き合い、内省し、一生をかけて償わせたい。

注：4家族の意見陳述については、道新（7/4）に掲載された全文を基に編集者の責任で抜粋させて頂きました。

## 小樽飲酒ひき逃げ 判決（要旨）

### 【危険運転致死傷罪の成立を認めた理由】

被告は事故前日から睡眠をとらず、当日の午前4時30分ごろから正午すぎまでの7時間半近く、つまみを口にとることなく、分かっているだけでも生ビール中ジョッキ4杯、缶酎ハイ4,5缶、焼酎のお茶割り1杯を断続的に飲み続け、完全に酔いつぶれた。

2時間程度寝込んだ後も海の家の厨房（ちゅうぼう）に全裸で入るなど、第三者から見ても、まだ酒が残っているとうかがわれる行動をとっている。運転開始直前でも「まだ二日酔いのような状態で体がだるく、目もしょぼしょぼしていた」というのだから、酒の影響による体調の変化を自覚するほどの酔いが残っていたと認められる。

現に事故から44分後に呼気1リットル当たり0.55ミリグラムのアルコールが検出されたほか、警察官の事情聴取中にうとうとしたり、逃走経路を正しく案内できなかった。

現場の直線道路に入ってから衝突地点までは約440メートル。被告が立ち会った実況見分によると、約160メートル手前から被害者らを人として認識可能だった。被告は時速50～60キロで車を進行させ、被害者4人を次々とはね飛ばした。

被告は直線道路に入ってから3,4秒後にズボンのポケットからスマートフォンを取り出した。途中で2回顔を上げたというものの、被告人質問で再現した動作を見る限り、単に顔を上げただけで前方確認とは到底言えない。ほぼ画面だけを見続けるような運転だった。被告の証言を基に計算すると、画面を見続けていた時間は15～20秒となる。

そもそも時速50～60キロで車を走行させながら、15～20秒も下を向き続ける運転態様自体が、「よそ見」というレベルをはるかに超える危険極まりない行動だ。自殺行為に等しく、正常な注意力や判断力のある運転者であれ

ば到底考えられない。正常な運転が困難な状態にあったことが客観的に見て明らかだ。

異常な運転は、表面的にはスマホの操作によるものだが、注意力や判断力をほぼゼロに等しいくらいに失っていたからにはほかならない。被告は歩行者が通ることもあると分かっていたのに、歩行者の確認について全く意識すらしていなかった。単なる油断では説明が付かない著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は、常識的に見て酒の影響によるものとしか考えられない。

被告は「酒が残ってなくても今回の事故を起こしていた」と述べるが、あれだけの運転をしながら、何の根拠で酒の影響が全くないと言い切れるのか理解に苦しむ。アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で車を走行させ、人を死傷させたことは明らかだ。酒による体の変調を自覚し、危険な行為も余すところなく認識しているのだから、故意も問題なく認められる。

なお、被告は「普段もスマホを操作しながら運転することがあった」とも述べている。仮に被告が今も普段のよそ見と同じと考えているなら、運転とは名ばかりの行為を運転と言うに等しく、常軌を逸している。

### 【刑を決めた理由】

高校時代からの仲良し4人組だった被害女性らは海水浴を楽しんだ後、危険運転の犠牲となった。被害者や遺族の思いは、このような悲惨な事故がいかに多くの人の人生を狂わせ、どれだけ時間がたっても癒やすことができない深い傷を与えるものかを物語る。

今回の事件は、アルコールの影響による危険運転の種類の中で、これまでの例を相当上回る重みがあると考えられるし、ひき逃げまでしている。被告が謝罪していることなどを考えても、懲役22年が相当だ。

（北海道新聞 2015年7月10日より）

## 札幌地裁判決の意義と課題 ～ご支援に心から感謝致します～

7・13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会

前田敏章・高石洋子・白倉博幸 裕美子

### 1 極めて貴重な正義の判決

昨夏以来、会員はじめ全国の皆様と共に支援を続けてきた小樽飲酒ひき逃げ事件ですが、既述のように、6月29日から7月3日の裁判員裁判を経て、札幌地裁佐伯恒治裁判長は、7月9日、〇〇〇〇被告に対し危険運転致死傷罪での懲役22年（求刑通り）という極めて貴重な判決を言い渡しました※。

以下、一審判決の概要と意義について報告しますが、この一文を書いている最中の7月23日、〇〇被告は危険運転罪適用を不服とし札幌高裁に控訴しました※。法廷で、言い逃れのための不実の供述に終始した被告の言動からは十分に予想されたとはいえ、まさに言語道断です。被害者とそのご家族をどこまで苦しめるのでしょうか。

※ なお、適用条項は自動車運転処罰法第2条（危険運転致死傷）の1項「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為」（最高懲役20年）ですが、道交法違反（ひき逃げ）との併合罪で最高懲役は30年となります。

被告は法廷で「直接の事故原因はスマートフォンを見ながらの脇見運転。過失致死傷罪にとどまる」と主張していました。

前ページの判決要旨にあるように、「争点」とされた危険運転致死傷罪の成立について裁判長は、「15～20秒もの間、スマートフォンの画面を注視し続ける運転態様は危険極まりなく、（飲酒の影響によって）正常な運転が困難な状態にあったことは明らか」「著しい注意力の減退や判断力の鈍麻は酒の影響によるものとしか考えられない」などと、福岡事件の最高裁決定を踏まえ鋭く明快に断じました。

さらに裁判長は、被告の「普段から運転中にスマホを使っており、酒の影響は無かった」などという言い逃れについて、「（そう考えているなら）運転とは名ばかりの行為を運転と言うに等しく、常軌を逸している」と一刀両断。量刑についても「アルコールの影響による危険運転の類型の中で、これまでの例を相当上回る重みがあるし、ひき逃げまでしている」として、情状酌量の余地なく求刑通りの22年としました。

判決について北海道新聞は、神元隆賢・北海学園大学法学部准教授（刑法）の談話※を紹介していますが、重要です。

※「市民の飲酒運転に対する厳しい感覚が反映された判決で、危険運転致死傷罪の適用は妥当な判断だ。福岡市で幼児3人が死亡した飲酒ひき逃げ事件と比べても、被告がよそ見をしていた時間は倍以上に長く、呼気中のアルコール濃度も高い。死者3人以上の危険運転致死傷事件の量刑はこれまで、道交法違反などの併合罪（最高刑・懲役30年）であっても、危険運転致死傷罪の法定刑の上限に近い懲役18～20年に集中していた。今回の判決では、懲役20年を超える量刑も妥当と示された。飲酒運転重罰化の流れは強まるだろう」（2015年7月10日付道新）

### 2 ご家族は安堵と感謝の記者会見

裁判員裁判で連日の集中審理となった過酷な5日間、被害4家族は心一つに力を合わせて被告側と対峙しました。それだけに、被害者参加人席で明快な判決要旨を聞く4家族のほっとした表情が印象的でした。

判決後の記者会見には4家族7人が並び、しっかりと口調で「数多くの署名やお手紙を添えていただいた方々のおかげで訴因変更が出来、ここまで来た。良き結果を（亡き）娘に報告したい」（原野さん）。「遺族の会の方など皆様にはお世話になった。私たちのような思いをする人が少しでも減ってほしい」（石崎さん）。「（被告人質問をしたことで）悔しかったであろう娘の思いも伝えられて良かった。もう二度と私たちのような悲しい辛い思いをすることのない世の中にして欲しい」（瓦さん）。「ほっとしている。今回の判決が（重傷を負った）娘の心を少しでも癒してくれれば良い」（中村さん）などと、一瞬の安堵の気持ちを述べました。

また、意見陳述作成など寄り添って励ましてきた高石洋子さんは「被害ご家族の皆さんは、どんな重い量刑でも心は癒されません。娘さんに会いたいと言う思いで一生苦しみの中で生きて行きます。笑顔でお話しをされている様子を見ることもあるでしょう。でも、それはほんの一瞬の現実逃避にすぎません。1人になれば泣いているのです。そのことをどうかご理解いただきたいです。」と被害ご家族の心情を代弁し、前田からは「7・13連絡会」としての声明文（後段）を読みあげる形で、昨夏以来の要請署名活動に協力頂いた方へのお礼も含めコメントしました。

当初から大義と正義はこちらにあるという確信はありましたが、力強い全国からの支援が無ければやり通すことは出来なかったと思います。

### 3 被告人質問と意見陳述が法廷に真実被害者参加制度の意義再確認

この当然とは言え、貴重な判決を得る過程の中で、被害4家族が被害者参加制度をフルに活用して、被告人への直接質問を4家族全員で行うなど、被害の娘さんに代わって被告の言い逃れと不実の供述に毅然とたたかい、法廷に真実と正義をもたらしたことは特筆すべきです。（被告人質問の様子は次ページの報道記事を参照下さい）

とりわけ、前ページまでに要約させていただいた被害4家族の意見陳述は、裁判官・裁判員はじめ傍聴者に深い感銘と共感を与えました。北海道新聞が翌日2ページを割いて全文を掲載しましたので、共感は全道にも広がったと思います。メディアの真摯な報道姿勢にもずいぶん救われました。



## 飲酒運転根絶へ 道議会自民党が8月5日「条例素案」発表

小樽、砂川などの悲劇を二度と繰り返すなどという全道民の願いが条例に結実しつつあります。

飲酒運転根絶を求める道条例制定については、会報46・47号で記載して通り、昨年の小樽事件を契機に、北大生などで作る「アルコール問題対策委員会」が署名運動を開始し、これに合流する形で道内被害遺族の高石さんや北海道交通事故被害者の会が署名や要望書の提出、そしてシンポジウム※の共催など行ってきました。

※6月7日の条例制定を求めるシンポジウム(約100人)

で意見を述べる参加者(上)、条例制定の検討会の報告をされた柿木道議(左下)、講師の小佐井良太氏(愛媛大学准教授)松原道明氏(福岡県の被害遺族)と高石さん白倉さん。(右下)



6月25日には、道議会自民党の「飲酒運転根絶条例制定検討会」(柿木克弘会長)に学生の委員会と

ともにオブザーバー参加させていただき、要望書(下段)を提出。福岡県型の実効性ある総合型条例を求めました。

そして、8月5日、「検討会」は私たちの要望の多くを入れて「条例素案」を発表しました。今後、他会派との調整やパブコメを経て会派共同での議員提案とし、年内道議会での可決をめざすとのことです。

「条例素案」は、基本理念として「全ての道民が『飲酒運転をしない、させない、許さない』という認識の下に」と明記、「実効性のある取り組み」と「(施策の)総合的推進」を謳っています。

具体的には、道民および事業者の責務として飲酒運転の危険性について理解を深め、飲酒運転しようとしている人への「制止」や発見した場合の警察への「通報」努力を明記。また、飲食店営業者や酒類販売業者、タクシー及び運転代行業者など特定事業者に向けての教育・広報・通報などの責務が定められています。

飲酒検挙者に対しては、保健所によるアルコール健康障害に関する指導を促すなど予防・再発防止の措置を規定、その他、「イベント等を主催するものの責務」や「教育及び知識の普及」「飲酒運転根絶の日」(7月13日)など具体的に定めていることが特徴です。

今後も、条例制定を軸に飲酒運転のない北海道の取り組みを進めていきたいと思えます。(前田記)

北海道議会議長 殿・飲酒運転根絶条例についての議員検討会 会長 柿木 克弘 殿

### 飲酒運転のない北海道を実現するための要望書 2015年6月25日 北海道交通事故被害者の会

私たちは、2002年以来毎年国と道に提出してきた要望書の中で、飲酒運転等の厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査の制度化、飲酒の違反者にはインターロック装着を義務化することなど未然防止対策を求めてきました。

しかし、昨年7月小樽市銭函で3人死亡1人重傷という大事件が起き、その後も、飲酒運転による交通死傷事件は止まず、昨年は被害死者数19人の全国ワーストとなり、ついに本年6月6日には砂川市の国道で一家4人が死亡1人重体という惨事が起きてしまいました。

私たちは、北大の学生などで作るアルコール問題対策委員会の署名活動に励まされ、そして、福岡県など先駆的に進められている条例を中心とする取り組みに学びました。被害根絶のために、刑罰による個人に対する事後的処罰だけでなく、社会問題として対処し未然防止を徹底するための条例制定を以下要望致します。

#### 〈要望事項〉

飲酒運転のない北海道を実現するために、飲酒運転をしないはもちろん、させない、許さないを、道民一人ひとりと行政・関係機関が一体となって取り組むことのできる、実効ある総合的な飲酒運転根絶条例の制定を要望致します。

条例には、①アルコールに関する正しい知識の普及・浸透、②規範意識・モラルの涵養と浸透、③アルコール問題への治療的介入という3つを基本に、北海道の地理的特性や公共交通機関整備の問題など地域的特性から導かれる課題をも盛り込むようお願い致します。

1 飲酒運転の個人に対する厳罰化だけでは、その抑止に限界があります。地域社会全体に、すなわち道民一人ひとりに、飲酒運転をさせない、許さないという意識と行動を

根付かせる必要があります。

道民一人ひとり、および全ての事業者に、危険極まりない飲酒運転の未然防止に努める責務があることを明確にし、身近な家族や知人、あるいは従業員などが飲酒運転をするおそれがある場合に、警察官への通報努力などを明記すること。道民に対する飲酒運転根絶の啓蒙活動の一層の推進も強調し謳うこと。

2 飲酒運転検挙者には、アルコール依存症に関する診察または飲酒行動に関する指導を受けることを義務化し、また再検挙者には、罰則規定を設けてアルコール依存症の受診を促すなど、実効ある未然防止策を盛り込むこと。

3 酒類を提供する飲食店や酒類販売業者、駐車場所所有者、タクシー事業者、運転代行業者など、関係する事業者に対して、飲酒運転根絶の啓蒙努力、酒類提供時の未然防止努力、および、来店者や利用者が飲酒運転のおそれがある場合には警察官へ通報することなどの責務を具体的に盛り込むこと。

4 学校教育および社会教育の中で、飲酒運転防止に関する基本知識の習得がその発達段階や対象者の特性に応じて徹底されるように、医療や教育等関係機関が連携してプログラム作成と実施に当たることができるようになること。その際に、命の大切さを学ぶことを基底に据えること。

5 飲酒事故率全国ワースト2(2014年)の北海道が飲酒運転根絶を率先して進めるために、飲酒運転摘発者にインターロック装置(アルコールを検知すると発進できない装置)の装着義務化、もしくは実験的な導入に基づく効果測定のとりのくみを道独自で行うことを盛り込むこと。

6 条例施行後の見直し、また条例にもとづく諸施策を検討、推進するための協議体には、被害者・遺族の視点が取り入れられるようにその構成員とすること。

# 2015年定期総会・交流会開く

発足以来16回目となる定期総会・交流会は、5月16日13時半より、かでの2・7を会場に、25家族28人の出席で行われました（会員家族数119）。司会は副代表の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。総会議事は今年も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2015年度の活動計画・予算、要望事項が提案通り承認されました。役員は前田代表、内藤副代表が再任。小野さんが、永年貢献いただいた副代表を降りられ、西区の高橋利子さんにバトタッチしました。



## 代表挨拶 粘り強く 被害者の尊厳と権利の回復を 前田 敏章

北海道警察には、会報47号において、過去の捜査の問題を指摘した南幌町白倉さんの署員への講話内容を、廣瀬栗山署長が資料冊子として作成配布し今後の警察捜査に活かすという、貴重な一文の転載をさせていただきました。このことに、白倉さんだけでなく私たち一同救われた思いで感激しております。会報を読んだ方から「道警は立派だ」という反響も寄せられています。この場を借りましてお礼を述べさせていただきます。

道安全協会には、昨年11月、北区に新築された建物2階に、会の事務室を継続してあつらえていただき、私たちは、新たな気持ちで毎月の世話人会や本総会の準備など行ってきました。感謝致します。

昨年は、小樽飲酒ひき逃げ4人死傷事件が起きましたが、衝撃であったのは、これが危険運転でなく脇見運転で起訴されたことでした。全国からの支援も受けて、要請・署名（77858筆）活動を行ない、何とか訴因変更をさせることができましたが、しかし、引き続き胸を痛めたのは、この種の重大犯罪が小樽事件後も相次ぎ、昨年の道内での飲酒運転による死亡数は19人と全国ワーストであったことです。

本日の総会・交流会で提起したいのは、飲酒運転のない北海道にするための実効あるとりくみについてです。かつて飲酒運転ワーストであった福岡県の条例制定運動に学びたいと思います。交流会では、この運動を果敢に提起した北大のアルコール問題対策委員会・新藤委員長のお話を聞きます。

自動車運転処罰法の適用の問題、裁判所の問題、そして怪我をされた方の初期治療や適正な等級認定の問題など引き続き課題山積ですが、確信にすべき着実な変化の兆しもあります。会報47号に掲載している新会員の山下さんや五十嵐さんは、被害者参加制度によって加害者の言い逃れを許さない法廷での闘いができたと思いますが、この被害者参加制度を定めた刑事訴訟法の見直しについての法務省の意見交換会に、私は、全国の被害者団体（ハートバンド）の代表として委員となり発言の機会を得ました。北海道の具体例なども示しながら12回の会議で毎回発言をしたのですが、結果として、一部委員の被害者参加の権利を制限すべきという意見は通らず、逆に、最高検察庁通達という形

で、被害者の権利への配慮が具体的にされ、争点であった公判前整理手続にも「傍聴」は可能と言う前進を得ることができました。

私たちが被害者の尊厳と権利の回復について、たゆまず声を上げ、体験講話（昨年度は82回、受講者約1万5千人）やパネル展（昨年度は23会場で延べ140日）を粘りづよく続け、一人ひとりの胸に命の大切さと被害者理解を広げてきた成果も感じることができます。

「継続は力」を胸に、被害者の尊厳と権利回復の活動を、力を合わせて粘り強く進めたいと思います。

## 来賓挨拶

北海道警察本部 交通企画課  
管理官 高瀬 裕 氏



会の皆様には、被害者の尊厳を守るため、そして新たな被害者を生み出さないために、自らの体験を通じて交通事故ゼロを目指して各種活動に取り組みおられることに、心から敬意と感謝を申し上げます。

私も機会あるごとに、会員の皆様の講演活動に耳を傾け、いのちのパネル展に足を運ばせて頂き、安全対策を進める立場にある者として、どういう対策が有効なのか、日々考えております。

高齢者の安全対策や薬物使用、そして飲酒運転など悪質ドライバー対策と問題はまだまだあります。道路環境や車両の安全性能の向上など研究開発が進んでいますが、運転するのは機械ではなくあくまで人であり、ルール違反をさせないことが大切です。

我々は、ルール違反をする者には「誤った行動に導く学習」の機会が多いということを認識し、金銭的な利益や快楽という誘惑によってルール違反をする者に「ルール違反をしたら、刑事罰や行政罰を受ける」ということを日々の取り締まりや広報活動を通じて注意を与えていかなければなりません。

皆様方におかれましても、本会の活動を通じて、交通事故撲滅のために引き続きご尽力をいただけますようお願い申し上げます。

(財)北海道交通安全協会

常務理事 新谷 恵司 氏



皆様には、様々な形で交通安全にご支援、ご協力を頂いておりまして、深く感謝申し上げます。

道安協の総会は6月下旬に開催されますが、被害者の会に対する助成は昨年と同額を提示しております。特別の事情がない限り予算案は承認されると考えておりますので、ご安心いただければと思います。

実は私が道安協に採用されて5年目となり、残り僅かの勤務と思っています。それで皆様の手記集を

掲載しております「癒されぬ輪禍」の改訂版を本年度中に出したいと考えております。

この冊子は、道内の自動車学校や自動車関連の企業等から注文を受け、年間で約2万人の方々に読んでいただいております。中にはホームページを見て、大阪や福岡などからの注文もあり、道内に限らず他県の人にも交通事故に潜む真の悲惨さを感じてもらっているようです。被害者の会の会員さんの手記も3編掲載予定ですので、是非ご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本日の総会が成功裡に行なわれますことと、皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念致します。

## 会員交流会の報告①

## 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の交流・学習会には会員27人が出席。最初に、北大の学生などで作るアルコール問題対策委員会の新藤さんから飲酒運転根絶条例を求める運動と6月7日のシンポについて特別報告を受けました。

その後は、恒例となった「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」という全体テーマで、五十嵐さん、小野さん、水野さんなど予定した発言、および会員の自由な発言と続き、今年もそれぞれの「(自分が受けた)こんな不条理は、決して繰り返されてはならない」、という切なる思いが凝縮された貴重な交流と学習の機会となりました。誌面の関係で、一部になりますが以下紹介します。

### 飲酒運転根絶条例の制定を求めて 北大アルコール問題対策委員会 委員長 新藤 利一



本委員会は、おとし北大生が急性アルコール中毒で亡くなったことを契機に、大学からの支援を受け昨年4月に発足しました。今、北海道飲酒運転撲滅条例の制定を求めて活動しており、道交通事故被害者の会の方々から厚く支援を受け、また自民党幹事長柿木道議の支持を受け、道条例制定に向かっています。6月7日、北大祭最終日にシンポジウムを開催いたしますが、小樽飲酒ひき逃げ事件のような悲惨な事件をもう二度と起こさないために、福岡県のように、アルコール依存症の受診義務を課すことを提案していきたいと思っております。飲酒運転再犯者の中のアルコール依存症の割合が56.8%という数字があります。この方々に対しては、厳罰化による効力がとても低いということが論文にも出ています。是非皆様の参加を心待ちにしております。よろしく申し上げます。

### 13年目を迎えたいのちのパネル展 いのちのパネル展 実行委員長 小野 茂

新しい会員の方もおりますので、少し経過を話します。基になりましたのは2002年に札幌で開催したいのちのメッセージ展です。何とかこれを引き継ぎとうと2003年に北海道だけの交通事故被害者のパネル6枚から始めて、現在に至っております。



現在25枚のパネルですが、1枚は札幌国際大学の学生の友人が亡くなったものです。学生の気持ちがそのまま表れた良い文章です。

広く多くの方の目に触れるように区民センターや学校という公共の場で開いています。今年特徴的だったのは、地方選挙の期日前投票が行われている西区と白石区で展示しておりましたら、ふだんそういう場所に来ない人が通って、ピタッと足が止まるんです。それで、用意した小冊子50冊ほどが瞬間に無くなりました。ある保育園の保母さんに「仲間これを知らせたいから、冊子をどっさり持って行っていいですか」と言われ、どうぞと渡しました。JR手稲駅では、旅行から帰られた方が「はっと立ち止まって見たが、こんな展示は全国を旅行してもない。非常に感銘を受けました」とアンケートに書いている。先ほど話した国際大学では、以前から授業で取り上げてもらってるのですが、今年はまだもう一歩進めて、交通とは何か、どうしたらこのような社会から脱していけるかということまで話し合っているようです。このパネルの力は本当に大きいものだと思います。新聞ではなかなか知らされない被害後の生活や心の問題などを考えてもらえます。もう一つはパネルの文章を作ることで、自分の気持ちをまとめ上げ、気持ちが落ち着くという効果もあります。

ある会員の方から、どうやってパネル展の開催が出来るのですか?との質問が寄せられましたが、沢山人の通る無料の場所があれば、冊子を持って行って、ここで開催したいのですがと頼んでみて下さい。OKと言えば私と連絡をとりあって調整して進めます。

## 会員交流会の報告②

### 裁判を終えて、無念の姉を思う 新ひだか町 五十嵐 敏明

本日は姉・洋子の交通事故死（2013年12月4日）について私達遺族がどのようにとらえて裁判に臨んだのか、判決をどう受け止めて、姉の死を今後の交通安全運動にどう生かし参加するかなどについて報告し、皆さまの指導をお願いしたいと思います。

交通ルールに従って歩行し、一片の瑕疵もない姉を、かなりのスピードで跳ね飛ばしその身体の上を走行した行為は、「事故」ではなくまさに車を凶器とした「事件」です。私たちは現地調査を行い、搬送された病院にカルテの開示請求を行うなど事件の詳細を調べ、所轄の警察署および札幌地検に厳正な捜査と処罰を求め要請・上申をしました。

昨年12月の刑事裁判では禁錮2年6月、執行猶予4年の判決でしたが、過去6年間に5件の違反を繰り返していた加害者になぜ実刑ではないのかと強く思いました。（刑事裁判等については会報47号p4を参照下さい）

私は姉・洋子の死を無駄にしないために次のことを考えています。



1) 裁判記録の開示請求を行い事件の再検証を行う。

2) 企業責任を、広く問う。…会社の営業で、会社の車を使って1人の人間を死亡させているのに、会社の誠意が感じられません。企業が一体となって交通安全運動に

立ち上がらなくてはならないと痛感しています。

3) 地元での交通安全運動を進める。…子ども、お年寄り、歩行者が交通ルールを守りましょうということに力点を置いてきた交通安全運動ですが、何より運転手が交通法規の全てを遵守しなければならないことを痛感するので、「真の交通安全」を広く訴えていきたい。

### 反省も誠意もない加害者に怒り

千歳市 小林 三千男



はじめまして。昨年9月24日、同居していた母（小林 京、当時83歳）を交通犯罪で亡くしました。母は札幌市東区北30条東7丁目の交差点を青信号で横断中、前方不注意の右折車に、ブレーキも踏まず撥ねられたのです。連絡を受けた時はもう脳

死状態で、頭蓋骨折のため頭の中は血だらけ、左足は車が乗り上げて骨折していました。加害者は88歳と高齢で、遠くを見ていて気付かなかったなどと言いながら、「(被害者が)飛び出してきた」などと憶測で自分に都合の良い供述をしています。加害者本人と家族にも反省も誠意も全くないのです。

## 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

何とか起訴され、5月26日に裁判が行われますが、青野さんに被害者参加弁護士として付いていただき大変心強いです。どうやって訴えたら良いのかわからず困っていましたが、被害者の会に相談できて本当に良かったです。

※この事件の加害者（当時88歳）の刑事裁判は5月26日札幌地裁で行われ、小林さんは被害者参加し意見陳述も行いました。6月16日の判決は自動車運転過失致死罪で禁固2年6月執行猶予4年（求刑2年6月）でした。高齢運転者の問題など裁判と事件内容を次号で報告します。（編集者）

### 17歳で事故に遭い、44年間苦しんでいます 札幌市 黒川 和子



私が事故にあったのは44年前、高校2年生17歳の時です。免許取ってすぐの若い人の車に撥ねられました。運ばれた小さい病院で、低体温療法でなんとか命は助かりましたが、リハビリも何もしないで、歩けるようになったからということで退院させられました。高校には一応復帰できましたが、頭を打って左半身麻痺が残り、記憶力もなくなって、すごい辛い思いをしました。しかし、若く体力があって、なんとか自分で歩けるようになり、通学し、就職して、結婚しました。就職のとき、障害があるということで断られ辛い思いをしました。時々すぐく頭が痛くて病院に行くと、女性特有のものと言われました。

事故のときの担当の先生から、歳を取ってから具合が悪くなるかもしれないと言われてましたが、その通り、50歳を過ぎてから症状が出て、病院で当時の事故が原因と言っても信じてもらえず、いろんな病院にかかりました。やっと札幌医大で検査してもらって、事故が原因ということを知ってもらえました。

しかし、すでに事故後40年以上経ち、時効は過ぎています。加害者の当時の約束不履行などに困らされながら、さらにひどくなる体の不調とたたかい、必死に生きています。

### 妻の無念を胸に

北広島市 橋本 昇

平成22（2010）年に家内（京子、当時59歳）が交通事故で亡くなりました。青信号で渡っていて、右折車にぶつけられ、アクセル踏んでもう1回どんと当たり、中央分離帯の上まで飛ばされました。裁判では加害者側が目撃者をでっちあげ、(妻が)赤信号で渡っていたと嘘の証言をさせようとした。助かったのは、たまたま私の高校時代の同級生が弁護士をやっていて、力になって頂けたからで、10対0になりました。

一人暮らしになり、当初は半分しか物を食べられませんでした。いつも女房と一緒にいたスーパーに買い物に行くのも辛いです。

## 会員交流会の報告③

5年過ぎても、家に一人でいると辛いものですから、表に出て、防犯とか防災とか、いろんな地域活動をやっています。息子たちもいますので、しっかり生きることが女房への恩返しと思っています。

(橋本京子さんの被害事件については会報39号を参照下さい)

### 命が軽く扱われる司法、小樽事件では 会の力を実感 札幌市 飯田 今日一

一昨年9月、ひき逃げ事件で、大学を出て半年の娘(飯田ひとみ 当時23歳)を殺されました。今も家族ではこの事件の話はしません。どうしても泣きたくなるものですから。でも私どもはまだ当時の娘の事故あったときの血だらけの服はとってあります。

裁判をして、人間の命ってやっぱり軽いなと思いました。今日の報告書を見ても、何見てもここ何年、

## 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

人間の命って変わっていない。どんな殺し方されても、裁判では3年足らずの執行猶予です。司法の組織は慣例に基づく組織で新しいことは出て来ないとなつくづ思い詰めています。

その中で、会に入って一番よかったと思えたのは、去年の小樽事件です。署名運動に私も参加させていただきましたが、起訴内容を変えるのは難しいだろうと思っていました。でも皆さん方のお力で変えたということは素晴らしいことだと思います。うちの会社でもびっくりしています。やっぱりそれだけこの会というのは大したものだなと思っております。

私の娘は死にましたけれど、まだまだだけがされて苦しんでいる方などもいらっしゃいます。そういう方の手伝いができればいいなとは思っております。

(飯田ひとみさん交通死事件は、会報43・45号を参照下さい)

## \*\*\*\*\* 出席出来ない会員からのお便り \*\*\*\*\*

◆交通事故〇を目指して頑張ってください。(札幌市 SA)

◆仕事のため欠席します。(旭川市 TM)

◆飲酒運転撲滅の条例制定を求める署名、もう少し集まったら送ります。パネル展の開催方法について会報で教えて欲しいです。(札幌市 NT)

◆頭部手術後体調が中々元通りにならず、出席できず残念です。御出席の皆様によろしく。(江差町 YS)

◆去年は参加して楽しくなつかしく過ごさせて頂きました。今年からシニアバレーチームに入り、身体を動かしています。試合とぶつかり今年も参加できません。(旭川市 NH)

◆今年も子供の学校行事と重なり、欠席いたします。役員の皆様いつもご苦労様です。何の協力もできず、申し訳ありません。(上川町 SM)

◆私は身体の右半分が事故の後遺症で不自由になり、神経をやられて痛みがひどいのですが、私の父は、ひき逃げ、それも2度も車でひかれるというむごい殺され方をしました。父のむざんな姿を見た弟は、行政に「口をとじれ」とおどされ、苦しみ亡くなりました。私は父や弟の分も長生きしているように思います。

被害者の会の皆様、本当に感謝しております。(釧路市 MT)

◆皆さんの顔を見ながら沢山の話をしたいと思っておりましたが、平成10年の交通事故の後遺症の入院治療を続けています。この社会から悲惨な交通事故が無くなることを願っております。(小樽市 IS)

◆出席できませんが、皆様のご健勝をお祈り致します。(妹背牛町 MT)

◆いつも会報を送付していただき、ありがとうございます。仕事の都合で、出席できません。(札幌市 IT)

◆体調が思わしくなく、欠席させていただきますね。私の家の横は通学路になっていて、小学生が通ります。近くには大型店があり、車の通行量が多いのに、横断歩道もなく信号すらありません。何度も事故があるのに…。何度も町内会で要望しているのに、子供の命を守るのは大人ですよ。行政ですよ。交通事故は一瞬にして人の命や身体を奪い、幸せを奪います。事故の無い世の中にと、願って止みません。(札幌市 OS)

◆昨年小樽銭函大事件。小樽にいなながら何もせず、会長さんの署名活動、頭が下がる思いで感激しております。現在、地域の交通事故防止のために、コツコツさせていただいております。皆様によろしく。(小樽市 KE)

◆いつも会報ありがとうございます。皆様ご自愛下さい。(横浜市 HM)

◆皆様に本当に長い間お世話になったこと忘れません。何とか元気で妻と暮らしています。(砂川市 FM)

◆いつも会報をありがとうございます。皆様の活動が心の支えです。今後ともよろしく。(大阪府 KR)

◆出勤途上の交差点を青信号で渡っていた所、信号無視の乗用車に撥ねられ、脳挫傷の重傷を負い、事故より11年の今も、高次脳機能障害の後遺障害で、リハビリを続けています。会報での皆様の情報に大変勇気づけられています。(千歳市 SN)

◆申し訳ありませんが、母の世話で、欠席させていただきます。(釧路市 OM)

◆スタッフの皆様、いつもご苦労様です。(札幌市 KH)

◆父が亡くなってから3年が経とうとしています。事故当時3歳だった娘も小学生になりました。以前、「おじいちゃん、どうして死んじゃったの？」と聞かれ、「交通事故だよ。だから、絶対車に気をつけなきゃダメだよ」と説明しました。ですが、大人の私でも、横断歩道や交差点を歩いていて、すぐ目の前を右左折してくる車が通り過ぎていくことが何度もあるので、正直娘を一人で歩かせることが心配でなりません。すべてのドライバーが歩行者優先の意識をもって車を運転してもらいたいです。(苫小牧市 KY)

◆今年是用事があり、欠席させていただきます。息子の体調は安定してくれていて、この1年で少しの時間ですが、自宅に帰ることが出来ました。息子が大好きだったサッカー観戦にも行きました。沢山刺激を与えて、少しでも治したいです。(札幌市 NM)

◆皆様方の熱心なご活動に、心から感謝申し上げます。交通事故が減少することを願って日々過ごしています。当日遷延性意識障害の講演会の為欠席させていただきます。(江別市 TN)

◆アルコール問題への取組は本当に大切だと思います。会の活動を心より応援しております。

(札幌市 KK)

◆公判も近く、準備で出席出来ません。支援して頂きながら申し訳ございません。

(岩見沢市 HK)



## 交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2015年5月 北海道交通事故被害者の会

### 1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などはかること。

### 2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は1～2週間以内）に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTやMRIなど画像検査および薬物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-5 公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪など自動車運転処罰法に関する犯罪も加えること。

### 3 被害者の①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から被害者参加制度の充実をはかること。公判前整理手続への被害者等および被害者参加弁護士の出席を、運用のみならず制度として明記すること。さらにすまて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実さ

せること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。交通犯罪被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMR Iなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療養センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権を認め、保障を万全にすること。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

### 4 交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1 自動車は、その運転方法いかんによっては、凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により明らかである。危険な運転行為を行い、その結果、死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条に残された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者にはアルコール依存症検査を義務付けることや「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。飲酒運転をさせない、許さないという国民意識の形成と具体的施策を推進すること。

### 5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の徹底と診断義務の拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

### 6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象に一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。政府および道の交通安全基本計画の専門委員に交通事被害者団体からの委員を加えること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと。幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とする「ゾーン30」など交通静穏化と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを100%を視野に速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生動物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。速度抑制が基本に据えられないITS（情報通信技術を活用した交通システム）推進や自動運転車などで幻想を振りまくのではなく、全てのクルマに、道路状況に応じ段階別に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけるなど、安全確保のための現実的対策を早急に進めること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和と政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。以上

願いの実現めざし・・・・・・・・・・・・・・・・関係機関に要請

7・15 道警との意見交換会

世話人会から前田、内藤、高橋、荻野、真島勝、が出席し、道警からは、交通企画課大田見課長補佐をはじめ、交通捜査課、規制課、警務課犯罪被害者支援室の4課が対応しました。

冒頭、会から捜査に関わる廣瀬栗山署長の「発刊のことば」(会報47号p6)について敬意を表し、被害者が事件直後から関わる警察対応の重要性について一層の理解を求めながら、小樽・砂川の悲惨な事件を踏まえ、飲酒運転根絶などの8項目を要望。道警からは、概要以下の説明がありました。

■捜査と被害者支援は車の両輪。「死人に口なし」とならないよう真実発見に全力を尽くす。小樽事件では訴因変更の声を上げた会に感謝。砂川事件に活かしたい。飲酒運転根絶について、条例制定の動きの中で諸々対策を検討や実施中。同乗者や店の責任を重視し、「させない」ために情報ボックス(京都型)や通報制度なども検討中。医療機関への情報提供にも努めている。(企画課・捜査課)

■「ゾーン30」は地元の要望も踏まえ、昨年度は札幌・旭川・釧路など38ヵ所を指定した。歩車分離信号、自転車レーンも重要課題と認識。(規制課)

8・12 関係各省宛要望書提出

総会で確認された要望書本体 (p13) は、4年前

より関係各省への提出を依頼してきた道選出の荒井聡衆議院議員事務所を通して、8月10日付で内閣官房長官、警察庁長官、法務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣宛提出しました。

8・17 道知事宛要望書を提出

前田代表、内藤・高橋両副代表の3名で、知事宛て要望書を宮川秀明環境生活部長に手渡し(写真)、30分にわたって要請しました。

会からは被害者等の尊厳と権利、および交通死傷ゼロに関する課題の13項目について説明し、当面する飲酒運転根絶の問題などを強調しました。

要望に対して宮川部長は「お辛い中で、被害根絶の活動を進められていることに感謝する。小樽・砂川の事件など、決してあってはならないのに、交通死が昨年同時期より多い。道警や会の皆さんとも協力して無くしていきたい」と述べました。

また安海(交通安全対策)課長からは、「要望の主旨内容を各担当部署に伝え、国にも要望する。飲酒運転根絶条例の(議会での)素案は現状では最大限の案ではないか。道としても環境づくりに力点を置いて進めている」などとの説明がありました。



道内各地から

会員の活動紹介①

～札幌・旭川～

亡き息子に背中を押されて

札幌市 真島 和子

平成27年6月25日木曜日、手稲運転免許試験場で免許停止処分者を対象に初めて違反者講習をしました。私の前に違反者講習を担当していた荻野さんを引き継ぎ、この講習をすることになりました。あがり症の私が「人前で話なんて無理」と思いましたが、亡き息子に背中を押されて、微力ですが、少しでも役に立ちたいとの思いで引き受けました。講習で話す文章を考え、夫の協力で資料を作成し、何とか当日に間に合いました。

当日はガチガチに緊張し、一度も顔を上げる事も出来ず、練習してきた文章を読み、資料の説明をして終わりました。後で職員の方に聞いたのですが、メモを取ったり、真剣に聞いていた、との事でした。少しでも交通犯罪の悲惨な実情を理解し、命の大切さが伝わり、安全運転をしよう、加害者にならないとの思いを持ってくれた人がいたなら、天国の息子に、「お母さん頑張ったよ」と言えるかなと思います。今後も、自分に出来ることを、微力ですが続けていきたいと思っています。

飲酒運転撲滅の署名活動報告

旭川市 山下 芳正・歌代子

7月5日(日)午前10時から午後5時まで、旭川市平和通買物公園(駅前広場から1条通7・8丁目間)で、新藤利一さん(アルコール問題対策委員会委員長)他5名で飲酒運転撲滅に関する条例の制定を求めて署名活動を実施し、878筆の署名を頂きました。

賛同いただいた市民からは、悪質な交通違反者に対しては「もっと厳しく対処すべきだ」「取り組みが遅いくらい」等の意見が多く寄せられ、なかには「市民からの通報は抑止力になる」といった意見もあり、署名1筆、1筆に市民の飲酒運転根絶に対する想いを強く感じました。

私は以前「ゼロからの風」という、飲酒運転の車にはねられ一人息子を失った母親をモデルにした映画を、旭川市内で2度自主上映しましたが、悪質な交通事犯を少しでも減らしたいとの思いからでした。

今回、署名をいただくなかで、幅広い年齢層が活動に賛同してくれ、「頑張ってください」と声をかけていただいたことは、私自身にとっても活動を続けていく上での大きな励みとなりました。



道内各地から 会員の活動紹介③ ～小樽・横浜・新ひだか町～

銭函での被害者の方を思い署名  
小樽市 木戸英二

銭函での被害者の方々を思うと可哀想でなりません。私に出来ることは大変微力ではございますが少しでも署名活動をお願い、給油所、幼稚園、お寺、町会役員、近隣の方々へと回り、皆さん心よく賛同していただきましたことをご報告致します。

銭函での被害者の方々とお会いする機会がございましたら、どうぞよろしく申して下さい。

※木戸さんから飲酒運転根絶条例を求める署名530筆が3度に分けて送られてきました。木戸さんは、今から52年前(昭和38年)に当時8歳(小学1年)の息子さん(未成年者の無免許・酒気帯び運転のバイクに奪われています。(2005年4月の会報17号参照)

せめて署名だけでも 横浜市 笠原 和代

いつも会報、お手をとらせてしまっています。母が亡くなって早10年経ちました。悲しさは時間が解決してくれましたが、寂しさは変わりません。

いつも何もお手伝い出来なく、心苦しいです。せめて署名だけでも…。宜しく願い致します。

※横浜へ転居された笠原さんからも署名が送られてきました。笠原さんは札幌在住の2004年にお母様(当時57歳)を奪われています。お母様は帯広市の自宅前の横断歩道を青信号で歩行中、脇見運転の加害者にひかれました。

記事紹介(3) 五十嵐さんの思いと活動  
北海道新聞〈まど〉欄 2015年6月2日夕刊

心に響く活動を

「姉は激しい苦痛で一瞬にして命を絶たれた。やるせない気持ちでいっぱいです」。5月に札幌市内で開かれた北海道交通事故被害者の会の交流会。日高管内新ひだか町の五十嵐敏明さん(77)は涙をこらえて語った。

姉の湯浅洋子さん＝当時(81)＝は2013年12月4日、札幌市豊平区で横断歩道を歩行中に軽ワゴン車にはねられ死亡した。6年間介護を続けた夫の入院先から帰る途中の悲劇だった。夫もその年末、後を追うように亡くなった。

「5歳下の私よりずっと健康で機敏だった姉が、なぜ事故に巻き込まれたのか」。五十嵐さんは真相を知ろうと現場を訪れ、状況を調査。姉が搬送された病院に診療記録の開示を要請し、警察には厳正な捜査を求めた。

約10年前、当時77歳の兄も同じように横断歩道で車にはねられ、10日後に息を引き取った。5人きょうだいのうち2人が輪禍の犠牲になった。

元町議会議長の五十嵐さんは今も地域の交通安全運動に関わる。今後は被害者の会と連携した呼びかけも予定する。「2人の死を無駄にしない。運転手一人一人の心に響く活動をしたい」。残された末っ子の責任を痛感している。

※五十嵐さんからも、新ひだか町で取り組んだ飲酒運転根絶署名が1000筆以上送られてきています。

会 誌 2015.4.6. ～8.17.



《会合など》

- 4/8、5/13、6/10、7/8 世話人会・例会
- 4/9 会報47号発送 5/16 定期総会・会員交流会
- 6/7 飲酒運転根絶を求めるシンポジウム(共催)
- 7/15 道警との意見交換会 8/10 関係各省宛要望書提出 8/17 道知事宛要望書提出

《訴えの活動》

- ◆ 5/15 千歳高校定時制 5/18 奈井江商業高校 6/2 南幌高校 6/26 札幌市立日章中 7/9 札幌市立北白石中 7/16 鶴川町立穂別中 7/23 伊達高校(白倉)
- ◆ 5/19 江陵高校(幕別町) 6/3 真狩高校 6/15 月形刑務所 6/16 旭川被害者支援講話 6/27 登別市立幌別中 6/30 札幌東豊高校 7/1 美瑛高校 7/10 札幌北野台中 7/13 十勝地区講習指導員研修 7/14 同釧根地区 7/23 旭川市立光陽中(前田)
- ◆ 6/3 新陽高校(札幌) 6/17 龍谷学園双葉高 6/30 札幌栄中 7/7 芦別市民集会 7/8 札幌市八軒東中 7/15 釧路町立富原中 7/24 札幌市発寒中(高石)
- 免許停止処分者講習での講師
  - 4/23 真島勝 5/28 前田 6/25 真島和 7/24 前田

《いのちのパネル展》 太字は今後の予定

- ② 4/6～12 白石区民センター ③ 5/9～15 厚別区民センター ④ 5/18～24 豊平区民センター ⑤ 5/25～29 千歳市役所 ⑥ 6/1～12 石狩市役所 ⑦ 6/22～26 北海道大学 ⑧ 6/28 札幌芸術の森 ⑨ 7/10～21 旭川(上川支庁、大雪アリーナ、JRイオン) ⑩ 7/24～27 夕張道の駅 ⑪ 8/2～5 釧路イオン ⑫ 8/22～28 北広島エルフィンパーク ⑬ 8/29～9/5 室蘭市みたら ⑭ 9/14～19 深川市中央公民館 ⑮ 10/19～24 日本医療大学 ⑯ 10/24～31 恵み野

《是非ご参加下さい》

世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム  
「交通死傷ゼロへの提言」

- 11月15日(日) 13:30～16:00
- 「かでる2・7」(北2西7) 520研修室

WHO(世界保健機関)が提唱した「世界道路交通犠牲者の日」(11月第3日曜)に連帯し開催します。

①ゼロへの願い(被害者の声) ②ゼロへの提言(小佐井良太愛媛大学准教授の基調講演「飲酒運転ゼロへの課題」(仮題)) ③ゼロへの誓い、の3部構成です。



「たまたま見かけました。時間が経っても時計は止まったままというメッセージが心にさざりました。私も小4の子どもがいますが、自分の子どもを失うことなどとも考えられません。交通事故を無くすために自分も気を引き締めますが、このようなパネルを通して訴えることは大切と思いました。」(豊平区民センターにて、写真も)